

○矯正施設に入所している障害者等の地域生活支援の推進

厚生労働行政と法務行政が連携を図り、矯正施設に入所している

障害者等について、相談支援事業を活用することなどにより、社会復

帰に向けた地域生活支援を推進する。

②地域移行の推進

○障害福祉計画に基づく障害福祉サービス等の計画的な基盤

整備

障害者自立支援法において、障害者が自立した日常生活又は社会生

活を営むことができるよう、施設入所者の地域生活への移行や一般

就労への移行等に関する数値目標を設定するとともに、その達成に

必要な障害福祉サービスや相談支援サービス等が地域において計画

的に提供されるよう、都道府県及び市町村による、障害福祉計画の

作成が義務付けられたところであり、同計画の着実な推進を図る。

○精神障害者の退院促進と地域移行の推進

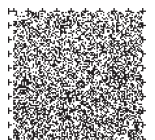
受入条件を整えば退院可能とされる精神障害者の地域生活への移

行を推進する。

(数値目標・達成期間)

○訪問系サービス（注1）の利用時間数

約376万時間〔19年度〕→約522万時間〔23年度〕



○日中活動系サービス（注2）のサービス提供量

やく まんにんにちぶん ねん ど
約713万人日分〔19年度〕

やく まんにんにちぶん ねん ど
→約825万人日分〔23年度〕

○療養介護事業の利用者数

やく まんにんぶん ねん ど やく まんにんぶん ねん ど
約0.4万人分〔19年度〕 →約1.0万人分〔23年度〕

○児童デイサービス事業のサービス提供量

やく まんにんにちぶん ねん ど やく まんにんにちぶん ねん ど
約26万人日分〔19年度〕 →約34万人日分〔23年度〕

○短期入所事業のサービス提供量

やく まんにんにちぶん ねん ど やく まんにんにちぶん ねん ど
約24万人日分〔19年度〕 →約35万人日分〔23年度〕

○共同生活援助事業（グループホーム）、共同生活介護

事業（ケアホーム）の利用者数

やく まんにん ねん ど やく まんにん ねん ど
約4.5万人〔19年度〕 →約8.0万人〔23年度〕

○相談支援事業の利用者数

やく まんにん ねん ど やく まんにん ねん ど
約3万人〔19年度〕 →約5万人〔23年度〕

○福祉施設入所者数

まんにん ねん ど やく まんにん ねん ど
14.6万人〔17年度〕 →約13.5万人〔23年度〕

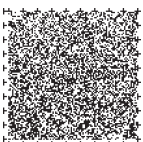
○退院可能精神障害者数

まんにん ねん ど やく まんにん げんしょう
4.9万人〔19年度〕のうち、約3.7万人の減少

ねん ど
〔23年度〕

ちゅう きょたくかい ご じぎょう じゅうどほうもんかい ご じぎょう こうどうえん ご じぎょう じゅうどしょうがい
(注1) 居宅介護事業、重度訪問介護事業、行動援護事業、重度障害

しゃとうほうかつ しえん じぎょう
者等包括支援事業



ちゅう せいかつかい ご じぎょう じりつくんれん き のうくんれん じぎょう じりつくんれん せいかつ
(注2) 生活介護事業、自立訓練(機能訓練)事業、自立訓練(生活

くんれん じぎょう しゅうろう いこう しえん じぎょう しゅうろうけいぞく しえん がた じぎょう しゅう
訓練)事業、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就

ろうけいぞく しえん がた じぎょうおよ したいけい いこう
労継続支援B型事業及び新体系サービスに移行していない

したいしょうがいしゃこうせい し せつ したいしょうがいしゃりょうご し せつ したいしょうがいしゃじゅさん
身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産

し せつ つうしょ にゅうしょ ち てきしょうがいしゃこうせい し せつ ち てきしょうがいしゃじゅさん
施設(通所・入所)、知的障害者更生施設、知的障害者授産

し せつ つうしょ にゅうしょ せいしんしょうがいしゃじゅさん し せつ つうしょ にゅうしょ せいしん
施設(通所・入所)、精神障害者授産施設(通所・入所)、精神

しょうがいしゃせいかつくんれん し せつ しょう き ぼ つうしょじゅさん し せつ したい ち てき
障害者生活訓練施設、小規模通所授産施設(身体・知的・

せいしん ふく しこうじょう したい ち てき せいしん
精神)、福祉工場(身体・知的・精神)

※「訪問系サービスの利用時間数」から「相談支援事業の利用者

すう かくと どう ふけん しょうがいふく しけいかく ねん ど へいきん
数」までは、各都道府県の障害福祉計画における19年度の平均

てき み こみりょう つき あ ごうけい ち たい
的なサービス見込量(1月当たり)の合計値である。また、「退

いん か のうせいしんしょうがいしゃすう かくと どう ふけん しょうがいふく しけいかく
院可能精神障害者数」については、各都道府県の障害福祉計画

における数値を19年度に集計したものである。

○障害者に対する住宅セーフティネットの構築

じゅうたくかく ほ ようはいりょしゃ たい ちんたいじゅうたく きょうきゅう そくしん かん ほうりつ
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律

じゅうたく ほう しゅ し ふ こうえいじゅうたく きょうきゅう
(住宅セーフティネット法)の趣旨を踏まえ、公営住宅などの供給や

ゆうせんにゆうきょ そ ち どう そくしん ほか ちんたい しえん じぎょう 民間
優先入居の措置等の促進を図る。また、あんしん賃貸支援事業(民間

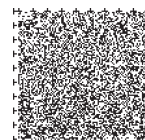
ちんたいじゅうたく えんかつ にゅうきょ そくしん ほか じょうほうていきょうとう じっ し
賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るために情報提供等を実施す

る。)と、居住サポート事業(賃貸契約による一般住宅(公営住宅及

みんかんちんたいじゅうたく にゅうきょ き ぼう にゅうきょ こんなん しょうがいしゃとう
び民間賃貸住宅)への入居を希望しているが、入居が困難な障害者等

たい にゅうきょ ひつよう ちょうせい しえん や ぬし そうだん じょげん おこな
に対し、入居に必要な調整や支援、家主への相談・助言を行う。)

れんけい しょうがいしゃ いっばんじゅうたく にゅうきょ すず
の連携により、障害者の一般住宅への入居を進める。



○障害児の居場所の確保

しょうがいじ いばしょ かくほ
放課後や夏休み等の長期休暇の間の居場所を確保するための施策を推進する。

○身体障害者補助犬法への理解の促進

しんたいしょうがいしゃ ほじょけんほう りかい そくしん
身体障害者補助犬法の改正を踏まえ、都道府県の補助犬に関する苦情相談窓口で対応がなされるよう「相談対応マニュアル」を整備するなど、円滑な施行を図るとともに、引き続き、補助犬への理解の促進及び受入れの円滑化のための広報・啓発を推進する。

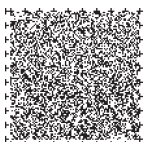
○発達障害者施策の推進

はったつしょうがいしゃ し さく すいしん
発達障害者支援法を踏まえ、発達障害者の乳幼児期から成人期までの一貫した支援を推進する観点から、保健・医療・福祉・就労・教育等の制度横断的な関連施策の推進を図る。

ア 発達障害者には幅広い領域の支援が必要となっていることを踏まえ、各自治体においてネットワーク作りを効果的に促進するためのモデル事例集を平成21年度までに策定する。

イ 標準的な支援方法が確立されておらず、幼児期から成人期まで一貫した支援が十分ではないことを踏まえ、平成21年度までに地域において実施されている支援方法を把握し、支援マニュアルを策定する。

ウ 発達障害児やその保護者に対応できる技能を持つ専門家が少ないことを踏まえ、地域で核となって支援を進める人材を育成するための研修を行う。



③スポーツ、文化芸術活動の振興

○スポーツ、文化芸術活動の振興

障害者の社会参加等を促進するため、障害の有無にかかわらず、誰もが参加するスポーツ、文化芸術活動の振興を図るとともに、地域におけるスポーツ大会及び文化講座等や全国の障害者が参加する「全国障害者スポーツ大会」及び「全国障害者芸術・文化祭」を開催する。

④福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援

○優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化開発に対する支援

ア 高齢者・障害者及び介護者の生活の質の向上を目的として、生活支援分野、社会活動支援分野を中心として優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化開発を行う民間企業に対し、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）を通じて研究開発費用の補助を行う。

イ 脳とコンピュータをつなぐブレイン・マシン・インターフェイス（BMI：Brain Machine Interface）技術の開発によって、失われた身体機能の回復・補完を可能とする高度な義手・義足等の開発等を戦略的に推進する。

